

北播磨広域定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

制定 平成27年8月3日

(設置)

第1条 加西市及び加東市は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第6に規定する定住自立圏共生ビジョン（以下「共生ビジョン」という。）の策定等について協議するため、北播磨広域定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 共生ビジョンの策定又は変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、定住自立圏構想に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、加西市長及び加東市長（以下「両市長」という。）が選任する。

- (1) 定住自立圏形成協定に掲げた政策分野の関係者
- (2) 定住自立圏構想について識見を有する者
- (3) その他両市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(座長及び副座長)

第5条 懇談会に、座長及び副座長をそれぞれ1人置く。

2 座長は委員の互選により定め、副座長は座長が指名する委員をもって充てる。

3 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。ただし、座長が定まっていないときは、両市長が招集する。

2 会議の議長は、座長がこれに当たる。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 懇談会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(部会)

第7条 懇談会は、その所掌事務を分掌させるため、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、加西市及び加東市の定住自立圏構想担当課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年10月5日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後初めて選任する委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。